

大綱の概要について

大綱の趣旨

首長に大綱の策定を義務付けることにより、地域住民の意向のより一層の反映と地方公共団体における教育、学術及び文化の振興に関する施策の総合的な推進を図るもの。

大綱の定義等

- (1) 大綱は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるもの。
 (・ 詳細な施策について策定を求められているものではない。
 ・ 地域の実情に応じて策定するものであり、必ずしも網羅的に記載される必要はない。)
- (2) 大綱は、首長が策定する。
- (3) 首長は、大綱を定め、変更しようとするときは、総合教育会議において協議しなければならない。
- (4) 大綱は、国の教育振興基本計画の基本的な方針を参酌して定める必要がある。
- (5) 大綱の期間は、首長の任期（４年）、国の教育振興基本計画の期間（５年）を踏まえ、４～５年程度が想定されている。

大綱の記載事項等

- (1) 大綱の主たる記載事項は、地方公共団体の判断に委ねられている。主として、学校の耐震化、学校の統廃合、少人数教育の推進、総合的な放課後対策、幼稚園・保育園・認定こども園を通じた幼児教育・保育の充実等、予算や条例等の首長の有する権限に係る事項についての目標や根本となる方針等が想定されている。
- (2) 首長及び教育委員会で調整がついた事項を大綱に記載した場合は、双方に尊重義務がかかる。
- (3) 地方公共団体の教育振興基本計画等の計画が定められている場合、首長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって大綱に代えることができる。

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）】

（大綱の策定等）

- 第１条の３ 地方公共団体の長は、教育基本法第１７条第１項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。
- ２ 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第１項の総合教育会議において協議するものとする。
- ３ 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- ４ 第１項の規定は、地方公共団体の長に対し、第２１条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。